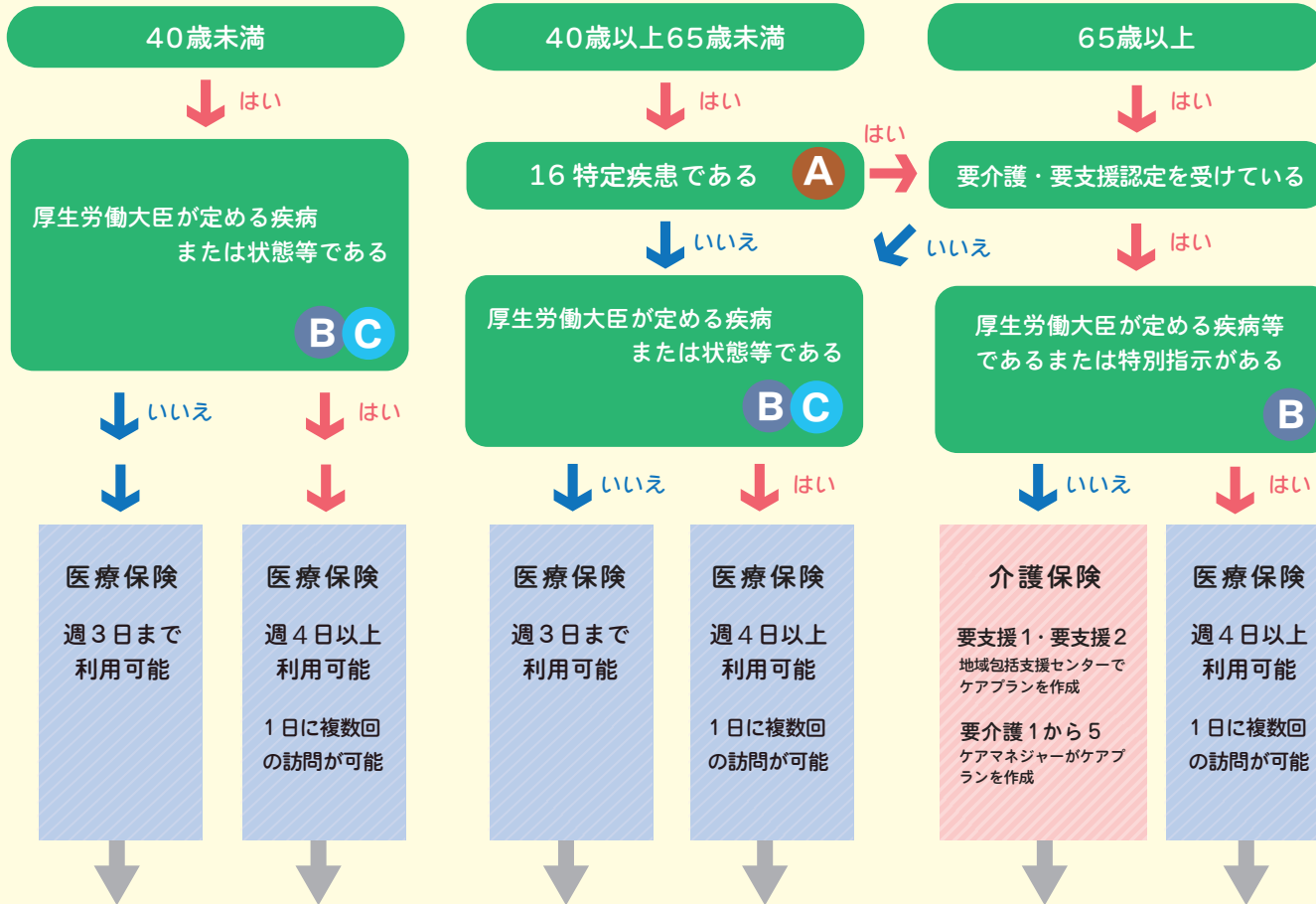


ご利用の流れ かかりつけ医が訪問看護の必要性を認めた方



医師が訪問看護指示書を作成

訪問看護ステーションと契約

訪問看護計画に基づき訪問看護を開始

より詳しい内容はお電話でお問い合わせいただくか、
訪問看護ステーションひまわりのホームページをご覧ください



清和会訪問看護ステーションひまわり

岩手県奥州市水沢東大通り1丁目5番30号

営業時間 8時00分～17時30分 土・日・祝日・お盆・年末年始休み

TEL.0197-47-3400
FAX.0197-47-3401



A 16特定疾患

- ①がん末期
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗しょう症
- ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺
大脳皮質基底核変性症
- ⑧パーキンソン病
- ⑨骨髄小脳変性症
- ⑩脊髄管狭窄症
- ⑪早老症
- ⑫多系統萎縮症
- ⑬糖尿病性神経障害・糖尿病性腎病
及び糖尿病性網膜症
- ⑭脳血管疾患
- ⑮閉塞性動脈硬化症
- ⑯慢性閉塞性肺疾患
- ⑰両側の膝関節または
股関節に著しい変形を伴う変形性
関節症

B 別表第7
厚生労働大臣が定める疾病等

末期の悪性腫瘍
多発性硬化症
重症筋無力症
スモン
筋萎縮性側索硬化症
脊髄小脳変性症
ハンチントン病
進行性筋ジストロフィー症
パーキンソン病関連疾患
多系統萎縮症
プリオン病
亜急性硬化性全脳炎
ライソゾーム病
副腎白質ジストロフィー
脊髄性筋萎縮症
球脊髄性筋萎縮症
慢性炎症性脱髄性多発神経炎
後天性免疫不全症候群
頸髄損傷
人工呼吸器を使用している状態

C 別表第8 厚生労働大臣が定める状態

1. 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
2. 以下のいずれかを受けている状態にある者
在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理
3. 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
4. 真皮を越える褥瘡の状態にある者
5. 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

